

知恵と力を合わせて信州を元気に

MONTHLY REPORT

2022

月刊

中小企業レポート

3

No.544

長野県中小企業団体中央会

特集

電子帳簿保存法の改正と今後の対応



取扱
開始

けんしん BANK

住宅ローン

花とみどりのギフト券 プレゼント!

お借入れ金額に応じて、プレゼントいたします!!

1,000万円以上の
お借入れ

ギフト券 **5,000**円分

300万円以上1,000万円未満の
お借入れ

ギフト券 **3,000**円分

長野県内100店舗^{※1}の生花店・
園芸店で引き換えが可能です。
花束、鉢花、記念樹など、新たなお
住まいの彩にお使いください。^{※2}

※1 2021年12月20日現在の店舗数

※2 花とみどりのギフト券は有効期限がありますので、期限内にお使いください。



※プレゼントはご融資後のお渡しとなります。 ※プレゼントは1契約毎となります。 ※審査の結果、ローンをおことわりする場合がございます。

●詳しくは窓口または担当者までお問い合わせください。

けんしん BANK

長野県信用組合 2022年1月4日現在

知恵と力を合わせて信州を元気に

月刊 中小企業レポート

2022

3

No.544

- 2 **特集**
電子帳簿保存法の改正と今後の対応
- 6 **中央会インフォメーション**
- 13 **全中インフォメーション**
- 14 **ズームアップ！組合の魅力発見**
長野県コインランドリー事業協同組合
- 15 **市町村のイチオシ！**
野沢温泉村
- 16 **好機逸すべからず**
株式会社中島製作所（須坂市）
MINOエナジー株式会社（伊那市）
- 20 **街の法律家 行政書士に聞く**
「消費者法Ⅱ」



〈表紙写真〉長坂ゴンドラリフト

令和2年12月にリニューアルした長坂ゴンドラリフト。

山麓の長坂エリアから標高1,650mの毛無山・やまびこエリアまで8分程で結び、世界最新鋭の技術と全面ガラス張りで開放的な10人乗りのキャビンからは、北信五岳はもちろん遠くは北アルプスの山並みや日本海・佐渡島まで、北信州の大空と360度の大自然を満喫できます。

夏季運行時には、床面もガラス張りのキャビンも運行。ブナの原生林を眼下に眺めながらの空中散歩もお楽しみいただけます。

特集

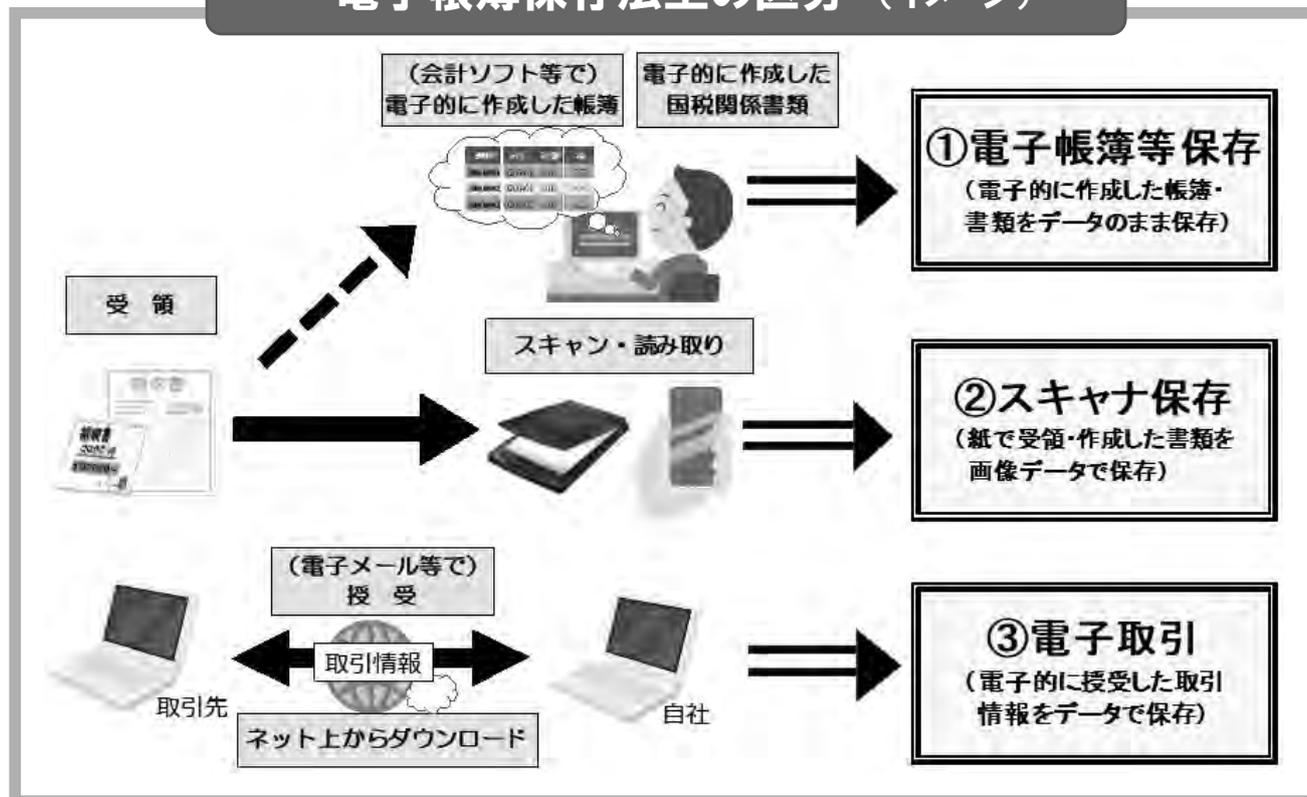
電子帳簿保存法の改正と今後の対応

改正電子帳簿保存法が令和4年1月から施行されました。改正後は、法人税法及び所得税法上、これまで紙媒体での保存が原則とされてきた証拠書類等について、一定の要件を満たす場合には電子媒体での保存が認められます。一方で、電子取引の取引情報に係る電磁的記録（以下、「電子データ」といいます。）については、電子データでの保存が必要となります。つまり、電子データの保存については、改正前のように印刷した後の紙媒体での保存が認められないこととなります。

1. 電子帳簿保存法の改正

電子帳簿保存法（電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律）は、原則として紙での保存が義務付けられている帳簿書類について、電子データで保存するための要件や、電子データでやり取りした取引情報の保存義務を定めた法律です。電子データによる保存は、以下の図表①～③のとおり区分されています。

～ 電子帳簿保存法上の区分（イメージ）～



※国税庁リーフレットより

上図において、「①電子帳簿等保存」及び「②スキヤナ保存」について、紙媒体の保存が原則ですが、一定の要件を満たす場合、電子データの保存が認められます。一方、「③電子取引」については、元の電子データでの保存が必要とされ、改正前のような紙媒体での保存は認められません。電子取引についての電子データ保存は法律上義務化されており、対応しない場合には青色申告の承認が取り消される可能性もあります。

2. 電子帳簿等保存における改正

(1) 「優良な帳簿」と「その他の帳簿」

①優良な電子帳簿

優良な帳簿とは、国税関係帳簿（総勘定元帳、仕訳帳及びその他必要な帳簿をいいます。）の全部又は一部について、「訂正・削除履歴の確保」、「相互関連性の確保」、「検索機能の確保」等の要件を満たした電子データにより記録され、保存された帳簿をいいます。

国税関係帳簿のすべてが優良な電子帳簿の要件を満たす場合において、所轄税務署長へ届出書を提出しているときは、その優良な電子帳簿に記録された事項に関し申告漏れがあったときは、その申告漏れに課される過少申告加算税が5%軽減される措置が、整備されました。なお、当該申告漏れについて、隠蔽又は仮装された事実がある場合には、この措置の適用はありません。

②その他の電子帳簿

優良な電子帳簿の要件は満たさないものの、正規の簿記の原則に従って記録され、「マニュアルの備え付け」や「電子データのダウンロードの求めに応じることができる」など、最低限の要件を満たす電子帳簿をいい、電子データによる保存が認められます。

③事前承認の廃止

国税関係帳簿を電子データで保存することについて、改正前は所轄税務署長の承認を受ける必要がありましたが、改正により事前承認は不要となりました。

3. スキャナ保存

(1) 要件の緩和について

取引相手から受け取った請求書等や、自己が作成して取引相手に交付する書類の写しなどについて、一定の要件を満たす場合、紙で受領・作成した書類を画像データで保存することができます。

改正により令和4年1月1日から要件が以下のとおり緩和されました。

①事前承認の廃止

スキャナ保存によることについて、改正前は事前に所轄税務署長の承認を受ける必要がありましたが、改正により事前承認は不要となりました。

②自署の廃止

改正前は受領者本人がスキャナでこれを読み取る場合、書類に自筆で署名を行うことが要件となっていました。改正後は自署の要件が廃止になります。

③タイムスタンプに関する改正

受領者がスキャンする場合のタイムスタンプの付与期間について、改正前は3営業日以内であったところ、最長約2か月と概ね7営業日以内となりました。

また、電子データについて訂正又は削除を行った場合に、これらの事実及び内容を確認することができるクラウド等において、入力期間内にその電子データの保存を行ったことを確認することができるときは、タイムスタンプの付与に代えることができるとされました。

④適正事務処理要件の廃止

改正前は相互けん制、定期的な検査及び再発防止策の社内規程整備等が義務付けられていましたが、改正によりこの要件が廃止されました。

⑤重加算税の加重措置整備

適正な保存を担保するための措置として、スキャナ保存が行われた国税関係書類に係る電子データに関して、隠蔽又は仮装された事実があった場合には、その事実に関し生じた申告漏れ等に課される重加算税が10%加重される措置が、整備されました。

(2) 改正前にスキャナ保存について承認を受けていた者について

改正前の電子帳簿等保存法について承認を受けていた場合、改正電子帳簿保存法が施行された後も、改正前の要件を満たしてスキャナ保存を行う必要があります。したがって、施行日以後の緩和された要件の下でスキャナ保存を行いたい場合には、承認の取りやめ届出書の提出を行い、承認を取りやめる手続きが必要です。

4. 電子取引についての改正

(1) 電子取引

電子取引とは、取引情報の授受を電磁的方式により行う取引をいいます。電子取引によるデータは、EDI取引、インターネットのホームページからダウンロードした請求書や領収書等のデータ、電子メールにより受領した請求書や領収書等のデータ等が該当します。改正により、令和4年1月1日以後に行う電子取引の取引情報については、電子データのまま保存することが義務付けられました。これまでPDFファイルで送られてきた請求書や領収書は、印刷して保存することが多かったと思われませんが、改正後の電子取引に係る取引情報については、出力した書面等による保存では要件を満たさないこととなります。

(2) 電子取引データの保存に関する要件

電子取引データの保存に当たっては、真実性・検索性等の観点から、以下の要件を満たす必要があります。

- ①システム概要書類を備え付ける（自社開発のプログラムを使用する場合に限り）
- ②次のいずれかの措置を講じる
 - (A)発信者側でタイムスタンプを付す
 - (B)受信者側で受領後遅滞なくタイムスタンプを付す
 - (C)訂正又は削除を行った場合に、その記録が残るシステム又は訂正削除ができないシステムを利用する
 - (D)事務処理規程を設け、正当な理由のない訂正削除を防止する
- ③以下の検索機能を確保する
 - (A)取引年月日、その他の日付、取引金額その他の主要な項目を検索条件として設定できること
 - (B)日付又は金額に係る記録項目については、その範囲を指定して条件を設定することができること
 - (C)2以上の任意の記録項目を組み合わせて条件を設定できること

(注) 税務職員による質問検査権に基づく電子データのダウンロードの求めに応じる場合は、③(B)及び(C)の要件は不要となります。

また、基準期間の売上高が1,000万円以下である小規模事業者について、当該ダウンロードの求めに応じる場合は、(A)、(B)、(C)すべての要件が不要となります。

(3) 宥恕規定について

電子取引についての電子データによる保存は、保存要件への対応が困難な事業者への実情に配慮し、申告所得税及び法人税に係る保存義務者が行う電子取引につき、以下の要件を満たす場合、令和5年12月31日までは出力書面等による保存が認められるという宥恕規定が設けられています。

- ①納税地等の所轄税務署長が、当該電子取引の取引情報に係る電子データを保存要件に従って保存をすることができなかったことについて、やむを得ない事情（注）があると認めること
- ②当該保存義務者が、質問検査権に基づく当該電子データの出力書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力されたものに限る）の提示又は提出の求めに応じることができるようにしていること

(注) 「電子データの保存に係るシステム等や社内のワークフローの整備が間に合わない」等といった、準備を整えることが困難な事情がある場合も「やむを得ない事情」に該当します。
 なお、宥恕規定の適用を受けるためには、事前の所轄税務署長への手続きは不要です。
 また、この宥恕規定は経過措置であり、令和6年1月1日以降は電子帳簿保存法の要件を満たす必要があることから、引き続きその取り組みが求められる点に注意が必要です。

5. 電子取引の保存に係る今後の対応

電子取引データの保存については宥恕規定が設けられているものの、宥恕規定の適用期間が終了する令和5年12月31日までは要件を満たす必要があるため、早急な対応が必要となります。

(1) 専用のソフトウェア等を使用する場合

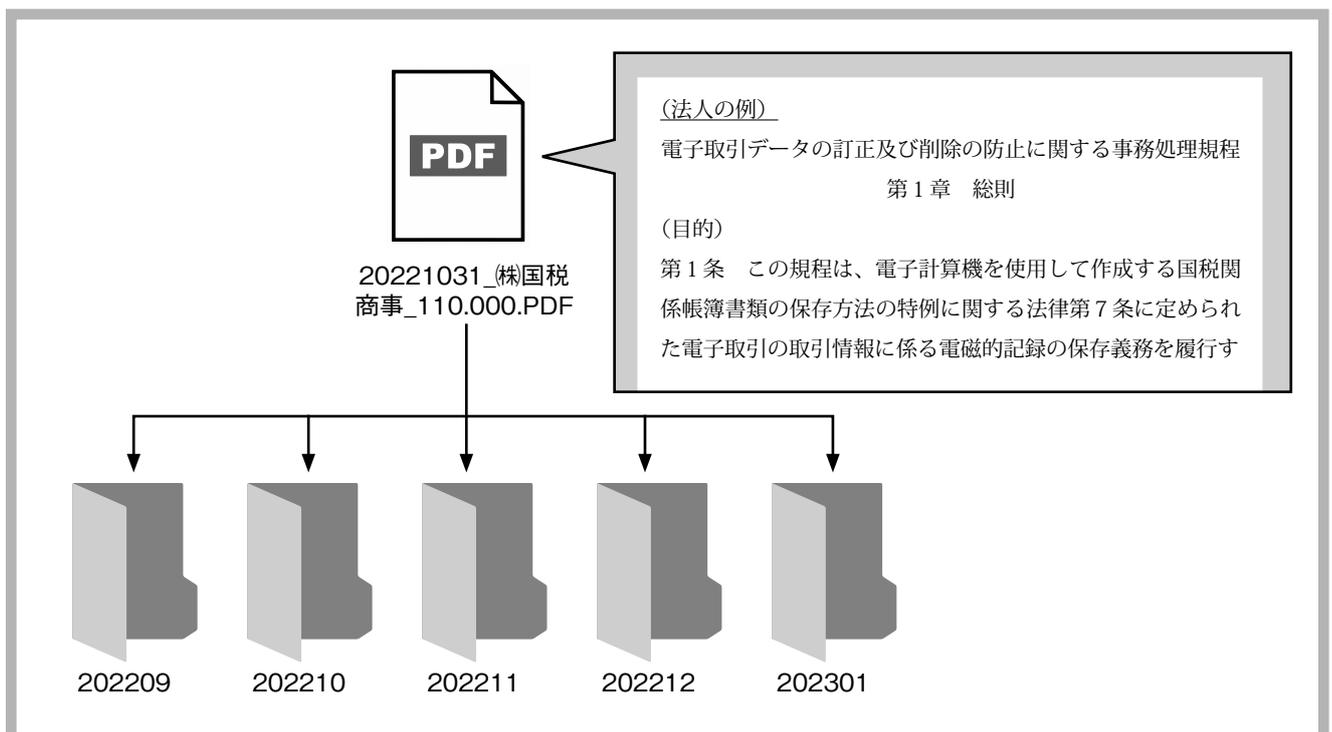
電子取引データの保存について、保存や検索などが効率的にできるソフトウェア等が販売されていますので、コストはかかるものの、当該ソフトウェア等を購入し使用することにより、保存要件を満たすことになります。なお、市販のソフトウェア等で認証を受けた製品には、公益社団法人日本文書情報マネジメント協会（JIIMA）の認証マークが付されています。また、独自開発されるシステムについては、税務署又は国税局に事前相談窓口が設けられています。

(2) 専用のソフトウェア等を使用しない場合

専用のソフトウェアを使用しない場合には、事務処理規程を設け、当該規程に従い、以下のように電子取引データの保存を行う方法が考えられます。

【例】

- ① 請求書データ（PDF）のファイル名に、規則性をもって内容を表示する。
 2022年10月31日に(株)国税商事から受領した110,000円の請求書
 ⇒ 「20221031_(株)国税商事_110,000」
- ② 「取引の相手先」や「各月」など任意のフォルダに格納して保存する。
- ③ 「電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程」を作成し、備え付ける。



中小企業の景況アンケート調査を実施

中小企業を取り巻く経済環境は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、依然として厳しい状況にあります。事業再構築補助金、事業復活支援金など国の施策が打ち出されていますが、最低賃金の引上げ等による企業負担の増加も懸念されているところです。

本会では、長野県内のコロナ禍における企業の現状や見通し等をお聴きし、今後の中小企業支援のための資料とすることを目的に下記の内容で調査を行いました。

調査方法	本会会員（事業協同組合など）の構成員である中小企業879事業所に、巡回聴き取りやFAX回答にて調査
調査時点	令和4年1月4日～1月31日
調査項目	<ol style="list-style-type: none"> 現在の景況感は、1年前と比較して(売り上げ等) 現在～今年春先の景況の見通しは(売り上げ等) 令和3年度 年末一時金について 令和4年度 春季賃金改定見通しについて 雇用の見通しについて 資金繰りについて(現在～今年春先まで) 新型コロナウイルス感染症の影響による売上等の状況について(コロナ前と比べて) 現在の経営上の問題点について(複数回答可) インボイス制度(適格請求書等保存方式)への対応について

景況アンケート結果

設問1. 現在の景況感は、1年前と比較して(売り上げ等)

	①良い	②前年同様	③悪い
1 製造業	27.2%	47.0%	25.9%
2 建設・同関連	8.9%	58.9%	32.2%
3 卸売業	16.9%	55.9%	27.1%
4 小売業	10.8%	45.9%	43.2%
5 サービス業	14.8%	48.6%	36.7%
全体	15.8%	52.0%	32.2%

設問2. 現在～今年春先の景況の見通しは(売り上げ等)

	①良い	②前年同様	③悪い
1 製造業	25.9%	48.7%	25.4%
2 建設・同関連	6.6%	54.6%	38.8%
3 卸売業	11.9%	54.2%	33.9%
4 小売業	10.8%	44.6%	44.6%
5 サービス業	8.6%	45.2%	46.2%
全体	12.9%	49.9%	37.2%

設問3. 令和3年度 年末一時金について

	①引き上げた	②引き下げた	③変わらない	④実施しなかった
1 製造業	30.6%	8.6%	43.1%	17.7%
2 建設・同関連	22.4%	6.9%	53.6%	17.1%
3 卸売業	32.2%	8.5%	42.4%	16.9%
4 小売業	6.8%	8.1%	41.9%	43.2%
5 サービス業	11.0%	11.0%	40.5%	37.6%
全体	21.2%	8.5%	46.0%	24.3%

設問4. 令和4年度 春季賃金改定見通しについて

	①引き上げる	②引き下げる	③現状維持	④未定
1 製造業	37.1%	0.0%	45.3%	17.7%
2 建設・同関連	27.0%	0.3%	58.6%	14.1%
3 卸売業	28.8%	0.0%	45.8%	25.4%
4 小売業	16.2%	1.4%	58.1%	24.3%
5 サービス業	12.9%	0.5%	61.9%	24.8%
全体	25.5%	0.3%	54.9%	19.2%

設問5. 雇用の見通しについて

	①増やす	②減らす	③現状維持
1 製造業	37.1%	0.9%	62.1%
2 建設・同関連	44.7%	0.3%	54.9%
3 卸売業	32.2%	1.7%	66.1%
4 小売業	20.3%	0.0%	79.7%
5 サービス業	25.2%	2.9%	71.9%
全体	35.2%	1.1%	63.7%

設問6. 資金繰りについて(現在～今年春先まで)

	①安定している	②やや逼迫している	③逼迫している
1 製造業	68.1%	26.7%	5.2%
2 建設・同関連	69.7%	24.7%	5.6%
3 卸売業	79.7%	16.9%	3.4%
4 小売業	62.2%	25.7%	12.2%
5 サービス業	45.7%	38.6%	15.7%
全体	63.6%	28.1%	8.3%

設問7. 新型コロナウイルス感染症の影響による売上等の状況について(コロナ前と比べて)

	①増加	②同額程度に戻る	③5～50%未満減少	④50%以上減少
1 製造業	11.2%	38.8%	47.4%	2.6%
2 建設・同関連	6.6%	55.3%	34.5%	3.6%
3 卸売業	11.9%	39.0%	42.4%	6.8%
4 小売業	5.4%	27.0%	62.2%	5.4%
5 サービス業	5.2%	24.3%	59.0%	11.4%
全体	7.7%	40.0%	46.6%	5.6%

設問8. 現在の経営上の問題点について(複数回答可)

	①需用の減少	②受注(予約)の遅れ	③消費回復の遅れ	④原材料入手困難	⑤原材料調達の遅れ	⑥原材料価格の高騰	⑦原油の高騰	⑧労働力の不足(量の不足)	⑨原材料・原油高以外のコストの上昇	⑩価格転嫁困難	⑪問題点はない
1 製造業	31.0%	0.0%	17.7%	31.0%	21.1%	76.3%	43.5%	39.2%	27.2%	27.2%	0.0%
2 建設・同関連	20.4%	2.6%	11.2%	37.2%	33.2%	62.2%	31.3%	48.0%	23.7%	16.4%	2.6%
3 卸売業	30.5%	6.8%	22.0%	15.3%	15.3%	42.4%	18.6%	20.3%	15.3%	15.3%	6.8%
4 小売業	48.6%	4.1%	55.4%	14.9%	13.5%	37.8%	27.0%	16.2%	9.5%	17.6%	4.1%
5 サービス業	37.6%	6.2%	42.9%	8.1%	4.8%	31.0%	53.3%	31.4%	20.0%	20.0%	6.2%
全体	30.4%	3.2%	24.9%	25.3%	20.4%	55.1%	38.6%	37.2%	22.0%	20.1%	3.2%

次ページへ続く

設問9. インボイス制度(適格請求書等保存方式)への対応について

	①登録申請済み	②登録申請を行う予定	③登録申請は行わない	④わからない
1 製造業	13.4%	43.1%	6.5%	37.1%
2 建設・同関連	13.8%	42.8%	8.6%	34.9%
3 卸売業	18.6%	44.1%	3.4%	33.9%
4 小売業	9.5%	33.8%	13.5%	43.2%
5 サービス業	6.2%	31.9%	11.0%	51.0%
全体	11.8%	39.6%	8.6%	39.9%

本会としての今後の取組みについて

1月の内閣府月例経済報告では「新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が徐々に緩和される中で、このところ持ち直しの動きがみられる」とし、先行きについては、感染対策に万全を期し、社会経済活動を継続していく中で、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、景気が持ち直していくことが期待されるとしています。

しかしながら年明け以降、全国で新型コロナウイルス感染症の新たな変異株であるオミクロン株への置き換わりにより新規感染者数が急増し、政府は1月9日に3県、19日に13都県にまん延防止等重点措置を適用、27日には長野県を加えた34都道府県にまん延防止等重点措置の対象地域を拡大しました。長野県は県独自の警戒レベルを全ての圏域について感染警戒レベル6とし、昨年10月以降の感染者数が全国で大幅に減少し、やや人の動きが戻って来ていましたが、一変し県民の行動や県内企業の活動は変化・停滞を余儀なくされ、社会経済活動が制約される事態となっています。今回の調査においては、前回調査の前年7月期と令和3年1月期の景況感を比較し、今後春先までの見通しについて調査しました。調査内容から一部に改善の兆しが見られるものの、業種によりバラツキがあり全体としては引き続き厳しい状況の企業が多い中、消費回復の遅れや原材料価格・原油価格の高騰など経営課題への対応が求められ、今後の経営については人材の確保などを模索している状況が見られる結果となりました。

長引く新型コロナウイルス感染症の影響により、各企業は非接触、リモート化、デジタル化の導入、DXによるビジネスモデルや組織・業務の変革など、新しい生活様式に対応した展開が必須になりつつあり、大企業と比較して人的・物的資源や資金力など、経営資源に乏しい中小企業はその対応に苦慮しています。

本会としては、地域経済の担い手である中小企業の持続的発展のために互いに経営資源を補完する中小企業組合の必要性をコロナ禍を契機に再認識し、連携組織の育成と運営支援を今まで以上に積極的に推進してまいります。

また、ポストコロナ・ウィズコロナ時代の社会経済の変化に対応するための「中小企業等事業再構築促進事業」、「中小企業生産性革命推進事業」などを有効に活用しながら、業態変化や新分野への進出、生産性の向上を目指す中小企業に全力で伴走型支援を行ってまいります。

他方では、経営環境の変動への対応として、企業の体制整備を見直すためにもBCP(事業継続計画)や経営計画の策定は必須のものであり、経営革新等認定支援機関として引き続き、事業継続力強化計画、経営力向上計画の認定、経営革新計画の承認、長野県SDGs推進企業登録制度など必要な支援を続けてまいります。

事業復活支援金のご案内

1. 申請期間 2022年1月31日(月)～5月31日(火)

2. 給付対象 以下の①と②を満たす **中小法人・個人事業者**

- ① **新型コロナウイルス感染症の影響**を受けた事業者
- ② 2021年11月～2022年3月の**いずれかの月(対象月)の売上高**が、
2018年11月～2021年3月の間の**任意の同じ月(基準月)の売上高**と比較して
50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者

3. 給付額 **中小法人等** 上限最大**250万円** **個人事業者等** 上限最大**50万円**

給付額 **基準期間^(※1)の売上高－対象月の売上高×5**か月分

※1 2018年11月～2019年3月／2019年11月～2020年3月／2020年11月～2021年3月の
いずれかの期間(基準月を含む期間であること)

<給付上限額>

売上高減少率	個人	法人		
		年間売上高 1億円以下	年間売上高 1億円超～5億円以下	年間売上高 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

4. 申請書類

- ① **履歴事項全部証明書(法人)又は本人確認書類(個人)**
- ② 收受日付印の付いた2019年(度)、2020年(度)及び選択する基準期間を全て含む

確定申告書類の控え

- ③ 対象月の**売上台帳**等
- ④ 振込先の**通帳**(通帳のオモテ面と通帳を開いた1・2ページ)
- ⑤ 代表者または個人事業者等本人が自著した**宣誓・同意書**

【一時支援金および月次支援金を受給しておらず、継続支援関係がない方は、以下の書類も必要になります】

- ⑥ 基準月の**売上台帳**等
- ⑦ 基準月の売上に係る1取引分の**請求書または領収書**等
- ⑧ 基準月の売上に係る**通帳**等(取引が確認できるページ)

事業復活支援金を申請する際には、登録確認機関から事前確認を受ける必要があります。
本会も登録確認機関として会員の皆様の事前確認を行っていますので
担当指導員まで、ぜひお気軽にご相談ください。TEL：026-228-1171

IT化に向けた第一歩

中小機構の **ITプラットフォーム**

中小機構は中小企業政策の総合的な実施機関として、中小企業の成長に資する様々な支援施策を展開しています。その中で近年力を入れているのが、中小企業のIT化支援です。

ITを有効に活用することは業務の効率化や、売上の増加に向けて有効な手段となり得ますが、苦手意識から敬遠してしまっているケースや、目的が不明確なままIT化に踏み出すことで、期待した効果が得られないケースも少なくありません。中小機構では、中小・小規模事業者、支援者の皆様に、ご自身の状況にあったIT化を一步前に進めていただくために役立つサイトを作成しています。

中小機構のIT支援メニューは、「ITプラットフォーム」というサイトで一覧としてまとめています。ここがIT導入に向けたポータルサイト（入り口）であり、この中にIT導入・IT支援に役立つ様々なメニューが用意されています。

【まずはここから！IT導入に向けたポータルサイト】



<p>自己診断</p> <p>IT戦略ナビ 5分で見える化！ IT戦略マップを作成</p> 	<p>相談・課題整理</p> <p>IT経営簡易診断 専門家に経営課題を相談 専門家よりIT化のご提案</p>	<p>課題解決ツール選定</p> <p>ここからアプリ 目的・業種毎にアプリを検索 導入事例や動画も公開中</p>	<p>導入</p> <p>IT導入補助金 ITツールの導入に 補助金を活用！</p> 
---	---	---	--

E-SODAN
経営相談チャットサービス

中小企業の方や、その支援者のみなさまが抱える経営に関する悩みにお答えする、経営相談チャットサービスです。AIチャットボットと、専門家とのチャットからなるサービスです。

ebiz
EC活用支援ポータルサイト

国内EC及び越境ECの新規参入方法から売上の拡大まで、中小企業のネットショップ販売成功のヒントを詰め込んだポータルサイトです。さまざまなサービスを無料で提供しています。

ここからITサポート
支援機関の方向けサポートサイト

中小企業・小規模事業者の身近な相談相手としてご活躍される支援機関の皆様へ、「ITプラットフォーム」をより有効かつ簡単に活用いただくためのエッセンシャルサイトです。



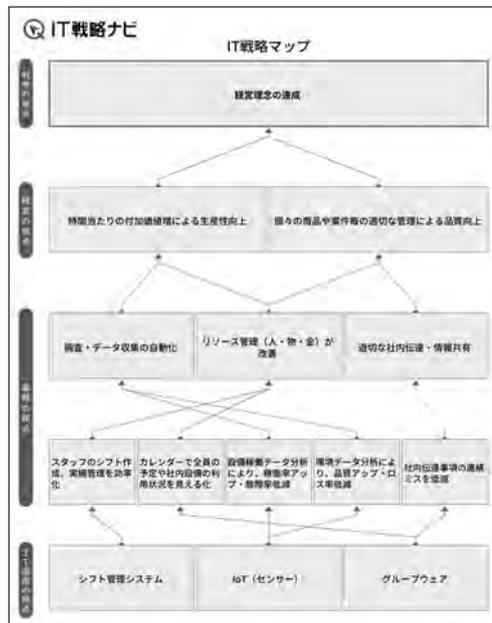
いくつか具体的にご紹介します。

①自社の課題を5分で見える化「IT 戦略ナビ」

WEB上で「現在の経営課題は?」「業務上の問題点は?」といった簡単な3ステップの質問に答えることで、経営課題とそれを解決するITソリューションをご確認いただけます。IT導入の理由や期待効果を可視化することができる「IT戦略マップ」も自動作成され、まさにIT導入の出発点となるツールです。

【IT戦略ナビで作成できるIT戦略マップの例】

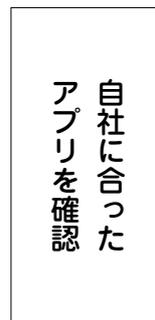
実施年度	経営課題	業務上の問題点	取り組むITソリューション	2021年 1.1月～	2022年 6月～	2023年 1.1月～	2023年 6月～
1	時期当たりの付加価値向上による生産性向上 個々の商品や案件毎の適切な管理による品質向上	リソース管理(人・物・金)が複雑 在庫管理が手作業	シフト管理システム 在庫管理システム	導入	導入	導入	
2	時期当たりの付加価値向上による生産性向上 個々の商品や案件毎の適切な管理による品質向上	リソース管理(人・物・金)が複雑 在庫管理が手作業	グループウェア クラウド型ERP		導入	導入	
3	時期当たりの付加価値向上による生産性向上	顧客・データ収集の自動化	IoT(センサー) AI(機械学習)		導入	導入	導入



②目的・業種別にアプリを検索「ここからアプリ」

中小企業・小規模事業者のために、使いやすい・導入しやすいと思われる業務用アプリを紹介しています。例えば「お客様・取引先を増やしたい」、「決済や請求をしたい」などといった目的や業種から適したアプリを絞り込むことができます。また、実際に活用されている企業の導入事例も紹介しており、導入イメージをご確認いただけます。【アプリの種類をチェック】

【業種をチェック】



③ IT 活用の可能性を専門家が無料で診断「IT 経営簡易診断」

「ヒアリング→ディスカッション→提案、情報提供」という3回の無料面談を通じて、IT活用の可能性を専門家と一緒に整理していくものです。経営課題・業務課題を全体最適の視点から整理し、「自社にあったITツールの活用可能性」を検討するきっかけ作りをサポートします。

その他、ITプラットフォームでは、役立つ情報を様々に発信しています。是非一度ご覧いただき、ご利用ください。

組合で官公需の受注に取り組みましょう！

官公需とは？

官公庁（国・地方自治体）や独立行政法人が、物品購入や役務の提供を受けたり、工事の発注をすることです。

組合で官公需を受注するメリットは？

●共同受注事業で、受注機会の増大が図られます！

中小企業の制約の多くは、経営規模が小さいことに起因するものが大半ですが、1社では受注できない案件でも、組合員が共同して受注すれば契約を履行できる場合が少なくありません。

●法律等によって、次のような組合活用の促進が図られています。

- ・官公需法第3条において、「…国等が契約を締結するにあたっては、予算の適正な使用に留意しつつ、中小企業者の受注の機会の増大を図るように努めなければならない。この場合、組合を国等の契約の相手方として活用するよう配慮しなければならない。」と定められています。
- ・毎年閣議決定されている「中小企業者に関する国等の契約の方針」において、「国等は、中小企業庁が証明した官公需適格組合をはじめとする事業協同組合等の受注機会の増大を図るものとする。」と定められています。
- ・競争参加資格審査における「総合点数の算定特例の活用」、「官公需適格組合の発注機関別の受注実績の公表」を行うこととしています。
- ・「国は、地方公共団体に対する官公需適格組合制度の一層の周知に努める。」こととなっています。

官公需適格組合をご存知ですか？

官公需適格組合とは？

官公需の受注に対して特に意欲的であり、かつ受注した契約は十分に責任を持って履行できる体制が整備されている組合であることを中小企業庁が証明する制度です。

【証明期間】 3年

【証明対象組合】 事業協同組合（連合会）、事業協同小組合、商工組合（連合会）、企業組合、協業組合、商店街振興組合（連合会）

【官公需適格組合数】 全国：897組合（令和3年3月末現在）

【証明基準】

◀ 物品・役務関係の証明基準 ▶

- ① 組合の共同事業が組合員の協調裡に円滑に行われていること
- ② 官公需の受注について熱心な指導者がいること
- ③ 事務局常勤役職員が1名以上いること
- ④ 共同受注担当役員及び共同受注委員会が設置されていること
- ⑤ 共同受注規約等を定め、役員と担当組合員が連帯して責任を負うこと
- ⑥ 検査員を置くなど検査体制が確立されていること
- ⑦ 組合運営を円滑に遂行するに足りる経常的収入があること
- ⑧ 組合もしくは組合員が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団）でないこと、もしくは組合の役員等が暴力団員でないこと又は暴力団の維持、運営に協力・関与しているなど社会的に非難されるべき関係を有していないこと

◀ 工事関係の証明基準 ▶

※左記の証明基準に加えて、

- ① 共同受注事業を1年以上行っており、相当程度の受注実績があること
- ② 組合員の組合脱退予告期間を1年とすること
- ③ 入札にあたって組合と組合員との応札がないこと
- ④ 公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事であって、工事1件の請負代金の額が3,500万円（当該建設工事が建築一式工事である場合にあつては、7,000万円）以上のものを請け負おうとする組合にあつては常勤役職員が2名以上おり、当該役職員のうち1名以上が技術職員であること。上記以外の工事を請け負おうとする組合にあつては、事務局常勤役職員が1名以上いること
- ⑤ 総合的な企画及び調整を行う企画・調整委員会が設置され、工事全体が契約通りに施工される体制が整備されていること

本制度に関してご興味のある方は、本会担当者までお問い合わせください。

長野県中小企業団体中央会 TEL：026-228-1171

連合長野との懇談会を開催

2月9日、長野市「ホテル国際21」にて、連合長野（日本労働組合総連合会長野県連合会）と懇談会を開催しました。

本会より黒岩清会長、高木・阿部・花村・高見澤副会長をはじめ労働問題協議会役員、長野地方最低賃金審議会委員・長野県労働委員会委員など16名が出席。連合長野から根橋美津人会長、副会長、事務局長など合わせて12名が出席し、根橋会長から黒岩会長への賃上げ等についての申し入れを受け、活発な意見交換が行われました。



本会の会員構成員事業所を対象として年に2回、1月と7月に実施している景況アンケートでは、調査内容から一部に改善の兆しが見られるものの、業種によって差があり、全体としては長引くコロナ禍により厳しい状況にある事業所が多いこと、さらには消費回復の遅れや原材料価格・原油価格の高騰、デジタル化、人材確保など様々な経営課題への対応が求められ苦慮しているケースが増えている現状が説明されました。

全国知事会との意見交換会を開催

2月9日、「全国知事会と全国中小企業団体中央会との意見交換会」を初めて開催し、森会長と佐藤専務理事がオンラインで出席しました。

全国知事会からは、平井伸治会長（鳥取県知事）、村井嘉浩国民運動本部本部長（宮城県知事）、阿部守一脱炭素・地球温暖化対策本部長（長野県知事）、達増拓也農林商工常任委員長（岩手県知事）が出席しました。

森会長からは、中小企業・中小企業組合の振興と都道府県中央会への支援についてお礼を申し述べるとともに、「働き方改革への対応」「デジタル化・DX推進への支援」「中小企業の経営基盤の強化」「脱炭素への対応」について都道府県知事宛て要望を行い、今後も意見交換会を継続していくことを確認しました。



森会長より発言（オンライン出席）

🔍 コインランドリーの魅力

近年、共働き世帯の増加やライフスタイルの変化を背景に、コインランドリーの利用者・店舗数が増えています。コインランドリーでは、洗濯家事の負担軽減はもちろん、布団など自宅で洗にくい大物の洗濯もできたり、短時間で仕上がる乾燥機の利用ができます。

ちなみに、家庭用の乾燥機は「電気式」が普及していますが、コインランドリーの乾燥機は、「ガス式」が一般的です。メタン・プロパン等の水分を含むガスの熱風をあてることで、洗濯物にシワができず「ふわふわ」に仕上がりに、ダニを死滅させ吹き飛ばすことができます。

🔍 コインランドリー業界の現状と課題

コインランドリーは、「初期投資さえすれば、手軽に運営できるのでは…」と、安易に新規参入するケースが多い一方で、供給過多による廃業が多いのも事実です。

さらに、「預かった洗濯物を綺麗に洗ってお返しする」クリーニングに比べ、「洗濯機器をレンタルする」コインランドリーでは、責任の所在が不明確になりやすく、ルールがなければ店舗によって品質水準が安定しない面があります。

また、クリーニング業界には、クリーニング業法に基づいた厚生労働省の認可制度や「クリーニング師」という国家資格がありますが、コインランドリーでは法整備が進んでおらず、届出の有無についても各自治体の判断に委ねられています。

🔍 全国初！コインランドリーの事業協同組合が設立

これらの現状に問題意識が生まれ、「事業者の声を届けるための業界団体が必要」との思いから設立されたのが長野県コインランドリー事業協同組合です。

実は、設立以前にも、コインランドリー事業者で集まって研修を行うなど、事業者間の緩やかな繋がりはありました。そんな中で、業界の地位向上を目指した働きかけをさらに本格化させ、「長野県モデル」をつくって全国にも発信・拡大していくために、法人格のある事業協同組合の設立に至りました。昨年4月20日、当組合の創立総会が松本商工会館にて行われ、目標実現に向けた第一歩を踏み出しました。

🔍 組合の事業構想

現在、過剰供給の傾向があるコインランドリー業界にとっては、市場開拓が欠かせません。そこで当組合で検討しているのが、消費者への啓発活動です。例えば、病院やホテルでは寝具の洗濯・乾燥が義務付けられていますが、まだ一般家庭には普及していません。習慣的な寝具洗濯の必要性などを発信することで、新たな需要拡大を目指します。

また、このような情報提供をはじめとする様々な取り組みを、他の業界（寝具店、リサイクルショップ、美容・エステ業…）と連携して行うことで、相乗効果を生み出せるような取り組みも検討しています。

その他、組合としてガス等の共同購買事業、品質向上のための研修会なども計画しています。コロナ禍の影響もあり、まだ本格的には事業実施できていませんが、引き続き準備を進めていきたいと思っております。

🔍 今後の展望と全国組織化

コインランドリー業界の将来を見据え、「長野県内に留まらず全国規模の組織が必要である」との認識から、一般社団法人日本コインランドリー連合会が設立されました。当連合会では、コインランドリー事業者はもとより、機器メーカーや洗剤メーカーなど関連事業者も巻き込んで、一丸となって活動していく予定です。

連携・組織化によるスケールメリットを活かしながら、今後もコインランドリー業界全体の発展のために様々な活動を展開していきます。

理事長：宮澤 敏文
設立：2021年7月13日
TEL：0263-32-2876
FAX：0263-36-2727
住所：松本市城西一丁目3番36号



今後も、お客様が安心してコインランドリーを利用できるよう、業界の健全な発展のために取り組んでまいります。よろしくお願い致します。 理事長 宮澤 敏文



村章
昭和39年5月29日制定

Nozawaonsen Village

野沢温泉村



マスコットキャラクター「ナスキー」

野沢温泉村は、長野県の北部、新潟県境に位置し、標高1,650mの毛無山のすそのおよそ標高600mに温泉街が広がる、スキーと温泉、そして野沢菜の故郷として、古くから多くの人々に親しまれている湯の里です。

スキーなどのウィンタースポーツは5月の連休まで、温泉は通年でお楽しみいただけますが、今回は春から夏にかけて行われるイベントなどをご紹介します。

野沢温泉菜の花パノラママーチ

毎年5月中旬に開催されるウォーキングイベント「野沢温泉菜の花パノラママーチ」。今年5月14日(土)・15日(日)の開催です。



コースは温泉街をめぐる5キロのコースから北竜湖と菜の花公園の菜の花が咲き乱れる景色をめぐる20キロのコース、千曲川と空の青、山々の残雪の景色を楽しめる25キロのコースなど6コースから選ぶことができます。

その日の体調や天候に合わせて、山々に残る残雪、新緑と菜の花に包まれた野沢温泉の里山をゆっくりと景色を楽しみながらウォーキングはいかががでしょうか。

上ノ平ピクニックガーデン

澄んだ空気と大自然に囲まれた野沢温泉の夏。特に長坂ゴンドラリフト山頂駅のある上ノ平高原には、ブナや白樺の木々に囲まれた「スタカ湖キャンプ場」や季節ごとに500種類以上の様々な山野草や高山植物が楽しめるフラワーガーデン「上ノ平ピクニックガーデン」が広がっています。

山野草ツアーも開催されていますので、お気に入りの山野草や高山植物も見つかるかも。

また、自然豊かなガーデン内では、ウッドデッキやソファ・テーブルのある「こもれびテラス」で地産の夏野菜を使った彩り豊かな料理やハーブティーなどを召し上がりながら、ゆったりとしたやすらぎのひと時をお楽しみいただけます。



野沢温泉たけのこまつり

野沢温泉村の雪解けは少し遅い4月上旬頃から。長い銀世界の終わりに合わせ、ふきのとう、ごみわらび、ぜんまいなど多くの山菜が春の訪れを待っていたかのように顔を出し始めます。さらに6月になると野沢温泉で一番人気の山菜「根曲がり竹」が出始めます。

毎年6月上旬から中旬にかけて開催される「野沢温泉たけのこまつり」は、お客様以上に村民が楽しみにしているイベントで、外湯のひとつ「河原湯」の路地裏に、様々なたけのこを使ったメニューが楽しめる「たけのこ屋台村」がオープン。定番メニューの「竹の子汁」「竹の子ご飯」のほか、ネギの代わりに竹の子を使った「タケ間焼き鳥」やタコの代わりに竹の子が入った「タケ焼き」などちょっと変わった竹の子料理が味わえます。

温泉街で旬の美味しい竹の子をたっぷり味わえる屋台村。ついついお酒も進んでしまう楽しいイベントです。



野沢温泉村は、およそ110年前それまで厄介者でしかなかった雪がスキーというスポーツによって化学反応を起こし、村に繁栄をもたらし、今や「温泉とスキーの村」として全国に知られるようになりました。

今後も、多様なアクティビティやマウンテンスポーツを中心とした通年型マウンテンリゾートとして、身体も心も健康で元気になるウェルビーイングビレッジとしてのむらづくりを進めてまいります。



野沢温泉村長
富井 俊雄

好機逸すべからず

「ものづくり補助金」採択企業を訪ねて vol.203

株式会社中島製作所（須坂市）

地場産業との連携、積極的な設備投資に注力。
業種を問わずプラスチック成形のニーズに応える。

業種を問わずニーズに応える

「いわゆる白物家電部品など、かつて量産していた製品の多くが海外に出てしまった。その苦い経験から、国内の中小企業、特に地域の地場産業と組み、たとえ小ロットでも国内で大事にされる製品づくりに力を入れています」



農業用ドローン搭載の噴霧器部品

そう話すのは、中島製作所を1960（昭和35）年に創業した中島将之会長。もともと須坂のりんご農家でしたが、東京でプラスチック加工業を営む親戚に誘われ、自宅でプラスチックの家庭用品づくりを始めました。

64年にはプラスチック射出成形機を導入し、家庭用品から、コネクタなど電機・電子部品の製造にシフト。現在は、自動車部品、養鶏・養豚の給餌機や病害虫駆除用噴霧器などの農業関連を中心に、電子部品、小型モーター、浄水器等の生活用品、医療機器など多岐にわたる製品を手がけています。「プラスチックでこういうものが作りたいというニーズに業種を問わず応えるのが当社の基本スタンス」と中島会長。

同社の強みは、金型の設計・加工から射出成形加工、検査、組立加工までの一貫生産体制。そして最先端生産設備への積極的な投資。2017（平成29）年にはハイブリッド射出成形機を導入し、自動運転車部品の専用ラインを構築しました（平成29年度ものづくり補助金）。

農業用ドローン部品の量産体制を確立

同社の主力分野である自動車部品は、EV（電気自動車）化により部品点数が大幅に減少し、受注競争の激化が予想されています。さらに20年に始まった新型コロナウイルス・パンデミックにより自動車メーカーの減産が続く、同社も少な



プラスチック成形品

らず影響を受けました。自動車部品への依存脱却は大きな課題。そのため同社では農業防除機部品の受注拡大に力を入れています。

そのひとつが、ドローンの国内最大手メーカーと地元顧客が共同開発する農業用ドローンに搭載する農薬噴霧器部品。高い剛性と強度、軽量化とデザイン性が求められ、同社では金型設計段階から開発に参画、成形上の重要項目について提案を繰り返してきました。

そして20年8月からの量産開始に向けて、電気式高性能射出成形機などを導入し、量産体制を確立（令和元年度補正ものづくり補助金を活用）。高機能化と軽量化、構体形状設計の自由度も向上し、顧客満足の高いものづくりを実現しました。

農業用ドローンは農薬散布用無人ヘリコプターに比べ価格が安く、個人所有も可能。そのため機体登録数が急増しており、今後さらに大きく普及が進むと予想されています。「現在、3機種目に対応した部品の金型づくりが始まっています。薬剤を噴霧する農業用ドローンの普及はまだこれから。将来とても楽しい製品です」と中島会長は期待しています。



1,000点以上の金型を保管



電気式高性能射出成形機と取り出し機



株式会社中島製作所

代表 代表取締役社長 中島 正樹
設立 1960（昭和35）年9月
資本金 1,200万円
従業員数 41名
本社 須坂市大字小島195
TEL.026-245-6022 FAX.026-245-6846
事業内容 プラスチック成形・加工
<https://nkjs.jp>



代表取締役会長
中島 将之

好機逸すべからず

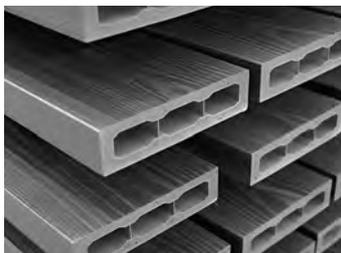
「ものづくり補助金」採択企業を訪ねて vol.204

MINOエナジー株式会社（伊那市）

天然木の質感と耐久性・耐候性・断熱性を備えた「彩木」。
その市場拡大と環境負荷低減の両立を目指す。

天然木の質感を持つハイブリッド材

一見、天然木そのものの質感を持ちながら、天然木にはない耐久性・耐候性・断熱性を備えたハイブリッド材。それがMINOエナジーが開発・製造する「彩木」



天然木の質感に仕上がりに、加工を待つ「彩木」

です。大手ハウスメーカー各社が注目し、外装化粧材、バルコニーデッキ、ガーデンデッキなどのエクステリア建材として使われています。

同社は、自動車用アルミダイカストを主とする美濃工業（岐阜県中津川市）の建材部が分離独立した「MINO」（伊那市）のグループ会社。彩木を中心とする建築素材の企画・研究開発・製造を行うとともに、約3万3,000平方メートルの広大な敷地を活用したメガソーラー発電事業も展開しています。

「アルミサッシは機能性はあっても意匠性に欠ける。私たちはそれを払拭したいと考え、木をテーマにしました」と杉本伸二社長。「断熱材に使用される硬質発泡ウレタン樹脂でアルミを包むと、中まで熱が届きにくくアルミの形状を維持できる。用途はごまんと出てくるだろうと」。

長年にわたるトライアンドエラーの結果、アルミ芯材に硬質低発泡ウレタン樹脂をくっつける技術を独自開発。数度にわたる塗装で耐候性を高め、

ウレタン樹脂の表面に木目を出す成形を施すことで天然木の質感も実現しました。「特にデッキは反りもねじれも出ないため大好評で、売上げも伸び続けています」。



年輪もそのもの

リサイクルの仕組み構築を目指して

もっとも大きな課題は、彩木はプラスチックとアルミの複合材であり、生産過程で発生する端材や不良品等は産業廃棄物として処理せざるを得ないこと。特にプラスチック製品は環境負荷が高く、大手ハウスメーカーからは廃棄ではなくリサイク

ル（リユース）できる仕組みの構築を強く求められています。

そこで同社は令和元年度補正ものづくり補助金を活用し、アルミと硬質発泡ウレタン樹脂を分離する専用の資源再生プラントを導入しました。

「彩木は自分たちで作った製品だから、リサイクルの仕組みも自分たちで作らなければいけない。もの補助で導入した機械は、未来に活かすために大きく寄与していますよ。アルミはもちろんリサイクルできる。では、ウレタンはどうするか。今、断熱材プレートなど自社で使えるものに再生したいと懸命に研究開発に取り組んでいます。それが完成すれば、ものづくりから再生まで一連の流れが構築できる。あと一歩です」。

杉本社長は資源再生にかかる思いを熱っぽく語り、こう続けます。「彩木はそれだけで内装と外



自動化が進む工場内。1枚仕上がるまで約100秒

装を兼ねられる建材。部屋を広く使え、コストも安く、施工も簡単。これは“住宅革命”ですよ。そのための研究開発も一生懸命やっています。この材料の未来は、何しろ面白い！」。



プラスチック複合材専用資源再生プラント 破砕機



MINOエナジー株式会社

代表 代表取締役社長 杉本 伸二
設立 1997（平成9）年1月
資本金 1,000万円
従業員数 1名
本社 伊那市西箕輪2700（伊那インター工業団地内）
TEL.0265-71-7171 FAX.0265-73-1008
事業内容 太陽光等を利用した発電業務及び電力の販売、建築資材の企画、研究、開発及び販売、アルミその他金属製手摺りの販売



<https://nuan.jp>

新型コロナウイルス感染症による 小学校休業等対応助成金について

令和3年8月1日から令和4年3月31日までの間に、以下の子どもの世話を保護者^{*1}として行うことが必要となった労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇^{*2}（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主は助成金の対象となります！

注意：令和3年8月1日から令和3年12月31日の休暇取得期間に係る支給申請は、終了しております。

①新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドラインなどに基づき、**臨時休業などをした小学校など（保育所等を含みます）**に通う子ども

②新型コロナウイルスに**感染した子どもなど**、小学校などを休む必要がある子ども

※1 対象となる保護者は、親権者、未成年後見人、その他の者（里親、祖父母など）であって、子どもを現に監護する者が対象です。

※2 以下の有給の休暇も小学校休業等対応助成金の対象となります。

- ・半日単位や時間単位の休暇
- ・年次有給休暇や欠勤を事後的に特別有給休暇に振り替えた場合
- ・就業規則などが整備されていない場合でも、要件に該当する休暇を付与した場合

事業主の皆さまには、この助成金を活用して有給の休暇制度を設けていただき、年休の有無にかかわらず利用できるようにすることで、**保護者が希望に応じて休暇を取得できる環境を整えていただければ幸いです。**

【助成内容】有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10／10

具体的には、対象労働者1人につき、**対象労働者の日額換算賃金額^{*3}×有給休暇の日数**で算出した合計額を支給します。

※3 各対象労働者の通常の賃金を日額換算したもの（日額上限額^{*4}あり）

休暇取得期間	日額上限額 ^{*4}	申請期限
令和4年1月1日～3月31日	令和4年1～2月：11,000円 令和4年3月：9,000円	令和4年5月31日(火)必着

※4 申請の対象期間中（注）に緊急事態宣言の対象区域又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域であった地域（原則都道府県単位）に事業所のある企業については**15,000円**。

注：事業主の方から申請いただいた休暇日の最初の日から最後の日までの間（申請対象の労働者が複数いる場合は、休暇の開始が最も早い労働者の開始日から、終了が最も遅い労働者の終了日までの間）

労働者の皆さまへ

都道府県労働局『**小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口**』では、「企業にこの助成金を利用してもらいたい」等、労働者の方からのご相談内容に応じて、**企業への特別休暇制度導入・助成金の活用の働きかけ等**を行っています。特別相談窓口（休業支援金・給付金の仕組みによる**労働者からの直接申請含む**）については、こちらをご参照ください。

⇒ **「小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口のご案内」**



事業主の皆さまへ

① **支給要件の詳細や具体的な手続き**は厚生労働省ホームページにて確認ください。

申請書は、厚生労働省HPから印刷してください。

※①雇用保険被保険者の方と、②雇用保険被保険者以外の方の**2種類の様式**があります。

※事業所単位ではなく**法人ごとの申請**となります。また、法人内の対象労働者について可能な限りまとめて申請をお願いします。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html

② 申請書の提出方法

本社所在地を管轄する**都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)**まで**郵送**でお願いします。

※必ず配達記録が残る郵便（特定記録郵便やレターパックなど）で配送してください。（宅配便などは受付不可）



お問い合わせはコールセンターまで又は長野労働局 雇用環境・均等室まで

『雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、**小学校休業等対応助成金・支援金**コールセンター』

☎0120-60-3999 受付時間：9:00～21:00 土日・祝日含む

長野労働局 雇用環境・均等室 ☎026-223-0560（助成金の支給要件・申請手続等） ☎026-223-0551（特別相談窓口）

①新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子ども

「臨時休業等」とは

- ・新型コロナウイルス感染症に関する対応として、小学校などが臨時休業した場合、自治体や放課後児童クラブ、保育所などから利用を控えるよう依頼があった場合が対象となります。
なお、保護者の自主的な判断で休ませた場合は対象外です。
※ただし、学校長が新型コロナウイルスに関連して出席しなくてもよいと認めた場合は対象となります。
※小学校等全体の休業のみでなく、学年・学級単位の休業や、オンライン授業、分散登校の場合も対象になります。

「小学校等」とは

- ・小学校、義務教育学校の前期課程、各種学校（幼稚園または小学校の課程に類する課程を置くものに限る）、特別支援学校（全ての部）
★障害のある子どもについては、中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校、各種学校（高等学校までの課程に類する課程）なども含む。
- ・放課後児童クラブ、放課後等デイサービス
- ・幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等、子どもの一時的な預かりなどを行う事業、障害児の通所支援を行う施設など

②新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校等を休む必要がある^(※)子ども

- ア) 新型コロナウイルスに感染した子ども
- イ) 新型コロナウイルスに感染したおそれのある子ども（発熱などの風邪症状、濃厚接触者）
- ウ) 医療的ケアが日常的に必要な子ども、または新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患などを有する子ども

※ 学校の場合は、学校長が出席を停止し、または出席しなくてもよいと認めた場合をいいます。

③対象となる保護者

- ・親権者、未成年後見人、その他の者（里親、祖父母など）であって、子どもを現に監護する者が対象となります。
- ・各事業主が有給休暇の対象とする場合は、子どもの世話を一時的に補助する親族も含まれます。

※ 業種・職種を問わず、事業主に雇用される労働者が対象となります。

④対象となる有給の休暇の範囲

日曜日、夏休みなどに取得した休暇の扱い

- 「①に該当する子ども」に関する休暇の対象は以下のとおりです。
 - ・学校：授業日 ※日曜日や夏休みなどは対象外（夏休み期間が延長された場合、新たに夏休みになった期間は対象）
 - ・その他の施設（放課後児童クラブなど）：本来施設が利用可能な日
- 「②に該当する子ども」に関する休暇の対象は以下のとおりです。
 - ・授業日であるかにかかわらず、その子どもの世話をするために休暇を取得した日

半日単位の休暇、時間単位の休暇の扱い

- ・対象となります。
なお、勤務時間短縮は所定労働時間自体の短縮措置であり、休暇とは異なるため対象外となります。

就業規則などにおける規定の有無

- ・休暇制度について就業規則や社内規定の整備を行うことが望ましいですが、就業規則などが整備されていない場合でも、要件に該当する休暇を付与した場合は対象となります。

年次有給休暇や欠勤、勤務時間短縮を、事後的に特別休暇に振り替えた場合の扱い

- ・対象となります。ただし、事後的に特別休暇に振り替えることについて労働者本人に説明し、同意を得ていただくことが必要です。

労働者に対して支払う賃金の額

- ・年次有給休暇を取得した場合に支払う賃金の額を支払うことが必要です。
助成金の支給上限額（上限額は表面参照）を超える場合であっても、全額を支払う必要があります。

消費者法 II

今年2月、奈良県のうなぎ専門店「うなぎ源」が事業を停止し、破産申請の準備に入ったとの報道がありました。中国産を「国産」と産地偽装してウナギの蒲焼などを販売していたことが発覚し、信用が失墜したためです。うなぎ源は1967年創業の老舗で、同店のウナギ加工品は同県大和高田市のふるさと納税の返礼品にも選ばれていました。このような「不当表示」については、不当景品類及び不当表示防止法（景表法）が規制の対象にしています。

表示の規制

「表示の規制」は消費者法の中核に位置づけられます。一般消費者が誤認するような表示を事業者が行うと、消費者は自主的かつ合理的な選択をすることが妨げられます。そのため、景表法はこのような表示を禁止し（5条）、内閣総理大臣は事業者に対し違法行為の差し止めなど措置命令を出すことができます（7条1項）。措置命令の確定後、その命令に従わない場合には事業者等に罰金が科されます（36条、38条）。

審査請求事例

以下のような審査請求の事例が近年ありました。

健康食品通信販売等を事業内容とするA社は、全国に配布された新聞に、「クリアな毎日に『アスタキサンチン』」などと目の症状を改善する効果が得られるかのような表示をしたサプリメントの広告を掲載しました。消費者庁長官（処分庁）はA社に対し、広告の裏付けとなる資料の提出を求め、A社はこれに応じましたが、処分庁は合理的根拠を示す内容の資料ではないと判断し、本件表示は一般消費者に対し「実際のものよりも著しく優良」であると示すものであり法5条1号（優良誤認表示）に該当するとして、措置命令が出されました。

A社はこれに対し、措置命令は違法かつ不当であるとして、措置命令の取消しを求める審査請求をしました。審査庁でもある消費者庁長官は、総務省行政不服審査会に対し、この審査請求を棄却すべきであるとして諮問しました。

この事案のポイントは、①本件表示は、法5条1号により禁止される表示となり得るか、②A社が提出した本件資料は、本件表示の裏付けとなる合理的根拠を示す資料といえるか、の2点です。

総務省行政不服審査会の答申

(1) 本件表示は、法5条1号により禁止される表示となり得るか

総務省行政不服審査会は、優良誤認表示に該当するかどうかは、一般消費者が表示内容全体から受ける印象・認識を基準として判断されるべきものであるとしました。

そして、商品の内容に関する表示が法5条1号に該当するための要件は、①表示が商品の優良性を強調すること、②表示された優良性が実際の商品の内容より著しい優良性であること、③表示された優良性が一般消費者が商品を選択する誘引となること、の3つを満たすことであるとしています。

本件では、上記要件①③を満たすと判断しました。

(2) 本件資料は、本件表示の裏付けとなる合理的根拠を示す資料といえるか

上記要件②について、消費者庁の「不当景品類及び不当表示防止法第7条第2項の運用方針」では、上記合理的根拠の判断基準として、①提出書類が客観的に実証された内容のものであること、②表示された効果、性能と提出書類によって実証された内容が適切に対応していること、の2つを要件として掲げています。

本件資料についてこれを見ると、これら2つの要件を満たしていないと判断した審査庁の判断は妥当であり、本件資料は、本件表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料とはいえないとしています。

よって、上記(1)②の要件を満たすと判断しました。

以上より、本件表示は法5条1号により禁止される表示に該当すると判断しています。

消費者庁の裁決

消費者庁は以下のように述べて審査請求を棄却しました。

「本件表示は、本件商品の優良性を強調するものであり、表示された優良性は一般消費者が本件商品を選択する誘引となり得るに十分であって、本件商品の内容について、一般消費者に対して『著しく優良であると示す』表示と認められる。また、処分庁が法第7条第2項の規定に基づき資料の提出を求めた後に審査請求人が処分庁に提出した各資料は、いずれも本件表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料とは認められず、同規定により、本件表示は本件商品の内容について一般消費者に対して『実際のものよりも著しく優良であると示す』表示と認められる。

他方、本件措置命令の手續に違法がある旨の審査請求人の主張については、処分庁は、本件表示が法第5条第1号に該当し得る表示であったことから、実際のものよりも著しく優良である表示であるか否かを判断するために必要があると認めて、審査請求人に対して資料の提出を求めたものであり、また、前記のとおり、法第7条第2項の規定により、本件表示は本件商品の内容について一般消費者に対して『実際のものよりも著しく優良であると示す』表示と認められるとして本件措置命令を行ったものであって、その手續に違法な点は認められない。

本件措置命令に違法又は不当な点は認められない。」

行政不服審査申立て

ご案内のように、特定行政書士は、行政不服審査申立てに係る手續の代理を行うことができ、行政手續における事前手續から事後手續まで一貫してその任を担うことができます。

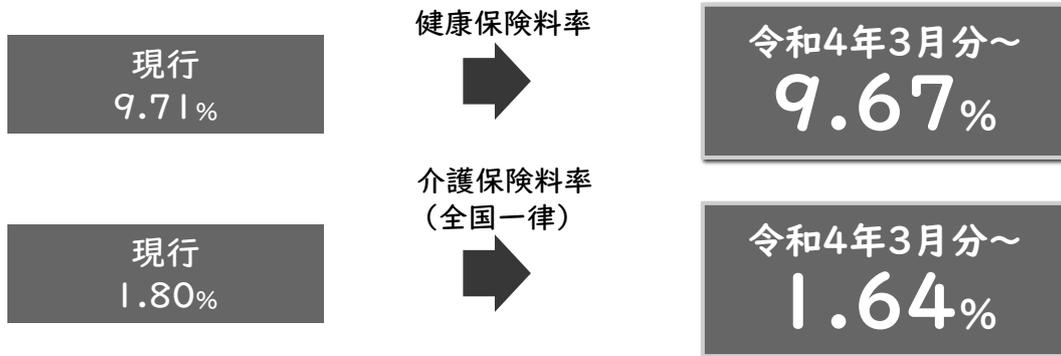
昨年4月、行政手續研究会著『行政不服審査 答申・裁決事例集』が日本法令から発刊されました。厳選した95事例について、全国の行政書士19名が分担執筆した、この分野では初めての本です。

私も共同執筆者のひとりです。消費者法に関する3事例など5事例を担当しましたが、今回ご紹介した事例はその中の1つです。

興味を持たれた方は、ぜひ同書をご一読いただければと思います。

令和4年3月分(4月納付分)からの 協会けんぽ長野支部の保険料率についてお知らせします

令和4年度の長野支部の健康保険料率は▲0.04%、全国一律の介護保険料率は、▲0.16%令和3年度に比べ引き下げとなりますので、お知らせします。
(任意継続被保険者の方は、本年4月分の保険料から変更になります)



長野支部の健康保険料率が引き下げとなった主な原因は次の2点です。

①一人当たり医療給付費の増加率が、全国平均に比べ低いこと

協会けんぽの令和4年度全国平均保険料率は10%を維持することとなり、10%を基本に各支部の保険料率を算出します。

協会けんぽ全体の令和4年度の加入者は減少、医療給付費^(※1)は増加を見込んでおり、長野支部の令和4年度の一人当たり医療給付費^(※2)(年齢や所得による調整後の金額)も増加を見込んでおります。しかし、長野支部の増加率が協会けんぽ全体の増加率と比べ低かったことで、健康保険料率の引き下げへ作用することとなりました。

※1 医療費の総額から患者負担分を除いた、協会けんぽが療養の給付として支払う額(療養費、移送費を含む)。

※2 医療給付費を加入者数で除したものの。

②インセンティブ制度で報奨金を獲得したこと

協会けんぽのインセンティブ制度は5つの評価項目を評価し、評価の高い上位23支部に対して順位に応じた報奨金を付与し、翌々年度の健康保険料率に反映させるものです。

令和4年度の健康保険料率に影響する令和2年度実績において、長野支部の順位は17位でした。そのため、1億6,800万円の報奨金を獲得することができ、健康保険料率を0.01%引き下げることとなりました。

事業主の皆さまへのお願い

特定保健指導の実施にご協力ください

インセンティブ制度の評価項目のうち、長野支部が特に取り組むべき課題のひとつは特定保健指導の実施率の向上です。

協会けんぽでは、健診結果に基づき、生活習慣病を発症するリスクが高い方に対して、生活習慣の改善をサポートする特定保健指導を行っています。健康づくりの専門家(保健師・管理栄養士)が皆さまのライフスタイルに合わせた改善策を立て、取り組むことができるようサポートしております。

対象者がいらっしゃる事業所様に協会けんぽからご案内をしますので、事業所様には従業員の方の面接の日程調整と、保健指導を行う実施場所(会議室など)の提供にご協力をお願いします。また、Zoomを利用したリモート面談も可能です。



共に目指します。世界で一番(ACE)の健康長寿。

全国健康保険協会 長野支部
 協会けんぽ

メルマガ登録から健康づくりを始めよう♪
 毎月10日に健康情報配信中!
 登録はこちらから→→→





各種サービスのご紹介

ETC 車載器の
販売、セットアップ
できます。

大口・多頻度割引制度 (後払制度)

日本高速道路(株)発行の ETC コーポレートカードを使用して、ETC システムにより高速道路通行料金を支払う組合員に対し利用実績に応じて割引されます。
但し、1 台月額 3 万円以上となります。

ITS-TEA

一般財団法人 ITS サービス高度化機構

法人会員の ETC カードによる割引制度 (後払制度)

上記、大口・多頻度割引制度に該当しない組合員のために当組合の ETC クレジットカードを使用して、利用実績に応じてマイレージ割引をいたします。

申込み・問い合わせは

(協) 長野県商工振興会

<http://www.alps.or.jp/shoko/>

〒380-0936 長野市岡田 131-10 中小企業会館内

TEL(026)291-4567 / FAX(026)228-3511

中小企業・個人事業所の

大黒柱

休業支援共済

持病を
お持ちの方も
ご相談
ください。

共済商品の内容

保障のコース	① 入院共済金 入院1日目から30日まで	② 休業支援共済金 継続して30日以上入院	30日以上入院した場合 の合計額 (①+②)
100万円 コース	1日につき 10,000円 入院共済金支払限度30万円	一時金で70万円	100万円
50万円コース	1日につき 5,000円 入院共済金支払限度15万円	一時金で35万円	50万円
30万円コース	1日につき 3,000円 入院共済金支払限度9万円	一時金で21万円	30万円

○ 詳細につきましてはパンフレットをご覧ください。

長野県福祉共済協同組合

〒380-0936 長野市中御所岡田 131-10 長野県中小企業会館3階

0120-86-9431

【北信支部】長野市中御所岡田 131-10 長野県中小企業会館3階

TEL.026(269)0885

【東信支部】上田市常田 2 丁目 20-26 トキダビル3階

TEL.0268(24)1789

【中信支部】松本市中央 1 丁目 23-1 松本商工会館3階

TEL.0263(33)0510

【南信支部】諏訪市高島 2 丁目 1201-40 RAKO 華乃井ホテルバース1階

TEL.0266(78)4033

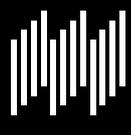
【飯田支所】飯田市主税町3-1 いいだ会館3階

TEL.0265(24)7099

LIFE *with* METROPOLITAN

やすらぎと華やぎが出会う場所。



 **HOTEL
METROPOLITAN**
NAGANO JR-EAST

<https://nagano.metropolitan.jp/>



※画像はイメージです

ホテルメトロポリタン長野 **検索**

026-291-7000(代表)

経営者・役員・従業員とそ
 のご家族の
 安心の保障を準備するた
 めに
 中央会の共済制度をご活
 用ください。

BESTパートナー
 大樹生命



従業員のための
 退職金準備に
 特定退職金共済制度

従業員さまの定着が図られ、
 安定した退職金準備が
 できる共済制度です。

特定退職金共済制度 引受保険会社
 大樹生命保険株式会社



経営者・従業員のための
 万一の保障
 団体扱生命保険

団体扱* (月払)の場合、
 一般扱 (口座振替月払等)で
 ご契約いただくよりも、
 保険料が割安になります!

オーナーズプラン

経営者の
 各種リスクマネジメントのために

パートナーズプラン

役員・従業員の皆さまの
 保障準備をサポート



業務上の災害への備えに
 業務災害補償保険

事業活動にかかわる
 従業員さまのケガなどのリスクに
 対してお役に立つ保険です。

業務災害補償保険 引受保険会社
 三井住友海上火災保険株式会社
 業務災害補償保険 取扱代理店
 大樹生命保険株式会社



- * 団体扱とは、長野県中小企業団体中央会が団体扱としてお申し込み
 いただいた各保険契約の保険料を取りまとめ、一括して当社へ払い
 込む取り扱いのことです。
- ※ 一部対象とならない商品・契約がございますので、詳細は下記まで
 お問い合わせください。
- ※ 詳しくは、該当の「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあ
 たっては、「設計書(契約概要)」「特に重要な事項のご説明(注意喚起
 情報)」「ご契約のしおりー約款」および長野県中小企業団体中央会
 の「退職金共済規程(規約・規則)」等を必ずご覧ください。

大樹生命保険株式会社は三井住友海上火災保険株式会社の取
 扱代理店として損害保険代理店委託契約を締結しています。

お取り扱いの詳細は、下記までお問い合わせください。

大樹生命保険株式会社 松本支社

〒390-0811 長野県松本市中央1-21-8 大樹生命松本ビル 2F TEL:0263-34-3585
<https://www.taiju-life.co.jp/>

長野営業部 026-226-2820
 松本営業部 0263-35-8519
 飯田営業部 0265-24-4980

諏訪営業部 0266-52-1356
 あづみ野営業部 0263-84-0256
 東御営業部 0268-64-5413

佐久営業部 0267-62-0358
 上田営業部 0268-24-2755

大樹-KB-2019-1064 (損保)A-2021-101 (2021.4)
 R-2021-1001 (2021.4)

令和4年度 長野県中小企業団体中央会 理事会・通常総代会開催のお知らせ

◎**理事会** 日時 令和4年4月22日(金)午後0時30分 場所 長野市「ホテル信濃路」

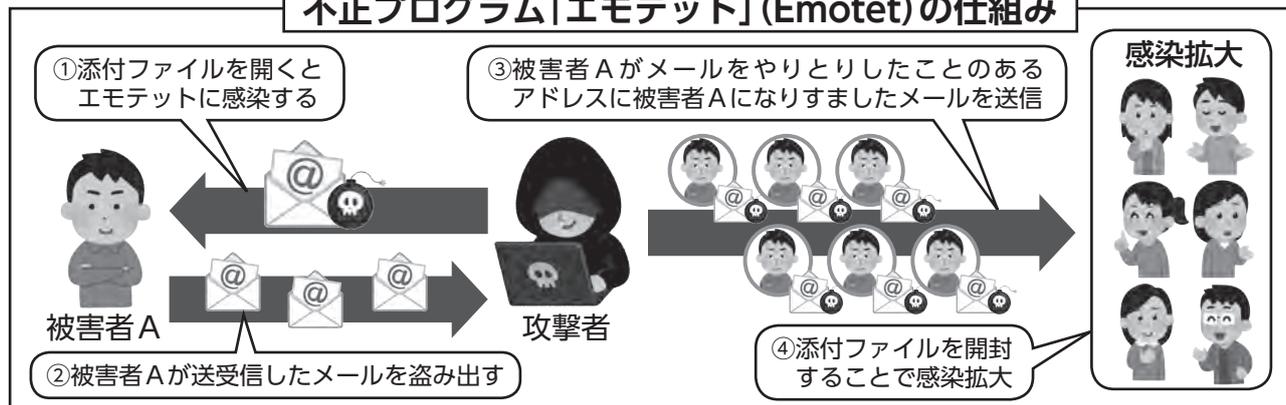
◎**通常総代会** 日時 令和4年5月24日(火)午後2時 場所 長野市「ホテルメトロポリタン長野」

※理事・総代の皆様には予め日程調整をお願いいたします。また、新型コロナウイルス感染症の影響で、日程及び開催方法が変更になる可能性がございます。詳細につきましては後日ご案内をお送りいたします。

メールに添付のファイルを安易に開けないで!!

エモテット (Emotet) というマルウェアが再び猛威を振るっています。エモテットは、過去にメールのやり取りをしたことのある相手になりすまし、メールの内容等を引用されているため、非常にだまされやすい (感染力が強い) マルウェアです。感染拡大しやすいだけでなく、インターネットバンキング不正送金を行うマルウェアや暗号化して身の代金を要求するランサムウェアを呼び込むため、更に被害が拡大します。

不正プログラム「エモテット」(Emotet) の仕組み



○不審点の発見ポイント



- ①パスワード付きZIP (圧縮) ファイルが添付されていないか
- ②添付ファイルを開こうとしたら「コンテンツの有効化」ボタンが表示された
- ③メールにリンク (URL) がある、リンクをクリックしたらアプリのダウンロードを求められた

○不審点があったら

- ①送信者へ電話連絡してメールの送信の有無を確認する
- ②安全が確認できるまで、添付ファイルは開けない・「コンテンツを有効化」にしない・リンクのクリックやアプリのダウンロードはしない

☆働きやすい職場環境づくり
「企業の社会的責任 (CSR)」を果たすとともに「あらゆる差別の撤廃と人権教育の推進」に邁進しましょう。

地球に優しい企業人の皆様へ
“あなたにもできる。”
ライフスタイルの見直しで、
1人1日1kgのCO₂削減”

簡単管理 全額非課税 掛金助成
退職金は、国の制度を賢く活用

中退共 小企業
職金
済制度

「中退共」で検索!

<http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>
(独) 勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部
TEL (03) 6907-1234

知恵と力を合わせて信州を元気に

月刊 中小企業レポート

MONTHLY REPORT

2022

3

No.544

第544号 令和4年3月10日発行
発行人 井出 康弘

発行所 長野県中小企業団体中央会
長野市中御所岡田町 131-10
長野県中小企業会館内4F
TEL.026-228-1171

印刷所 カシヨ株式会社

「できる」ことより、
「やりたい」ことが、
世の中を変える。

100年以上、焼酎に向き合いつづけてきた蔵元が、ウイスキーの新しい境地を切り拓く。鹿児島県の小正醸造はいま、自分たちの伝統と可能性を見つめ直し、世界へ挑もうとしています。私たち商工中金は、中小企業1社1社のそのつよい情熱に寄り添います。1つ1つの事業に、時間をかけて深く向き合い、確かな成果へ。「やりたい」から始まるすべてのビジネスは、きつとつよい。

中小企業のその挑戦を、支えつづける。

◎商工中金のソリューション・メニュー

| 海外展開支援

| 新事業進出支援

| 成長分野進出支援

| 生産性向上支援

長野支店
諏訪支店
松本支店

〒380-0814
〒392-0026
〒390-0811

長野市西鶴賀町1483-11
諏訪市大手1-14-6
松本市中央2-1-27

TEL:026-234-0145
TEL:0266-52-6600
TEL:0263-35-6211



人を思う。未来を思う。

商工中金